

## 被扶養者認定に必要な添付書類

下記表よりそれぞれに必要な該当書類番号の書類を提出してください。

また、複数の項目に該当する場合もありますのでご注意ください。

なお、提出書類に不足または不備がある場合、再度別書類の提出を依頼することがあります。

下記表内の「収入基準」は次のとおり

1. 年間収入が130万円未満であること。（月額108,334円未満、日額3,612円未満）

2. 19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）の場合

年間収入が150万円未満であること。（月額125,000円未満、日額4,167円未満）

3. 60歳以上及び概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合

年間収入が180万円未満であること。（月額150,000円未満、日額5,000円未満）

申請者			書類番号
1 無職者 (学生以外)	18歳未満	出生児及び被保険者の当組合加入時における18歳未満の子 (実子に限る)	不要
		上記以外	①
	18歳以上		① ②
	退職後 1年以内	雇用保険 加入者	受給日額が収入基準を満たしている ① ② ③ ⑧
			受給しない ① ② ④ ⑧
			受給延長 ① ② ④ ⑥ ⑧
			給付制限期間中 ① ② ③ ⑧
			受給終了 ① ② ⑦
			受給資格なし（在職期間6ヵ月未満） ① ② ④ または⑤
			雇用保険未加入者 ① ② ⑨
	農林水産業、自営業等の廃業、倒産		
2	学生	高校生・大学生・大学院生・短大生・各種専門学生	① ⑪
3 パート・アルバ イト等の勤労者	就労してから継続し て1年以上の者	収入基準を満たしている 人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的な収 入変動により収入基準を満たしていない	① ② ⑫ ⑯
		就労して1年未満または労働契約の更新があった者（※1）	① ② ⑭
4	専従者給与受給者		① ② ⑮
5	原稿料、出演料、その他の収入（※2）がある		① ② ⑯
6	自営業者		① ② ⑰
7	自営業等で確定申告をする必要が無い者		① ② ⑯

次の8～10に該当の場合、上記必要書類に加えて提出ください。

8	各種年金、恩給受給者	⑯
9	配偶者または実子以外の者	⑰
10	被保険者と申請者が別居している（※3）	⑲

書類番号	必要提出書類	発行場所
①	認定申請者状況届	－
②	所得証明書（原本）または住民税決定通知書（写）（いずれも発行3ヵ月以内のもの） (所得証明書が発行できない市町村については非課税証明書)	市区町村役場等
③	雇用保険受給資格者証（写）	ハローワーク
④	雇用保険被保険者離職票1、2（写）	退職前事業主
⑤	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）	退職前事業主
⑥	受給延長通知書（写）	ハローワーク
⑦	雇用保険受給資格者証（写）（支給終了の印字があるもの）	ハローワーク
⑧	雇用保険の失業給付に係る誓約書	－
⑨	勤めていた事業所等の退職及び雇用保険未加入証明書（写） または、源泉徴収票（写）（退職日の記載があり、社会保険料欄が0または空欄であるものに限る）	退職前事業主（雇用保険未加入証明書のみハローワーク）
⑩	廃業証明書（写）または使用収益移転証明書（写）	市区町村役場等
⑪	在学証明書（写）または学生証（写）	学校
⑫	源泉徴収票（写）	事業主
⑬	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	－
⑭	雇用契約書（写）および直近3ヵ月分の給与明細（写）	事業主
⑮	確定申告書 第二表（写）	－
⑯	収入証明書（写）または納税証明書（写）	－
⑰ (※4)	確定申告書 第一表および第二表（写）	－
	所得税青色申告決算書（写）または収支内訳書（写）	
	その他確定申告の際に提出した上記以外の書類全て（写）	
⑱	確定申告が必要でないことを確認できるもの（住民税申告書）	－
⑲	改定通知書（写）または振込通知書（写）	日本年金機構
⑳	世帯全員の住民票（原本）（発行3ヵ月以内のもの） (別居の場合は別居先のもの)	市区町村役場等
㉑	送金額証明（銀行、郵便局等の控え等の6ヵ月以上継続分）	－

※1 パート、アルバイト等の勤労者のうち、就労して1年未満または労働契約の更新があった者について、健康保険組合が必要と認めた場合は、期限付認定とする。

※2 その他の収入とは、株式配当、預貯金利子、個人年金（生命保険等）、不動産賃貸料等、実質収入と認められるもの。

※3 就学中の子、単身赴任者の配偶者及び子は除く。

※4 ⑰の提出書類で判断できない場合、「自営業者等である家族の申請にかかる直接的必要経費の申告書」等、他の書類の提出を求めることがある。